

宮城県村田町	J A、食品、流通、販売関係企業が一体となり農地利用集積を行い、地域特産物のブランド化を目指し、生産から販売までを行う。	市・郡単位	企業誘致による地元雇用者の増大と法人税、固定資産税（償却資産）等の税收アップ	農地法 農村地域工業等導入促進法 租税特別措置法（低開発地域工業開発促進法〔低工法〕）	生産される農産物については、単に生産の効率化を目指す類ではなく、地域特産物のブランド化を図り、日本全国に販売する目的で行わなければならない。また、地元生産農家を競合するのではなく、お互いに連携しながら進めるべきである。
秋田県	グリーン・ツーリズム推進構造改革特区 ・昔ながらの茅葺き屋根の農家や農業者が生活している家に宿泊し、農業農村を体験したいとの都市生活者の要望に応えたいとの農家の声があるが、旅館業法等がネックとなり、本県でここ数年開設された農家民宿は、新築した専門の宿泊施設となっている。 ・関連する法律等の適用除外を進め、多くの農家民宿の創業により、都市と農村の交流を促進し、地域の経済の活性化を図る。 ・医師の指導の下、温泉や農作業、動植物との触れあいによる心身のリフレッシュ、リハビリ、治療をも含むグリーン・ツーリズムを推進する。	規模：市町村単位 特区の数：県内数地区（地区の認定は、市町村長の申請により行う。）	・農家民宿の新築には多額の費用を要することから躊躇していた農家も、設備投資が少なくて済むため、国・県の制度資金を活用し踏み切ることが期待できる。 ・昔ながらの農家に宿泊したいため、農村を訪れる都市住民が多くなり、関連する産業の活性化に繋がる。 ・農家民宿のメニューの一つとして地域加工食品の新規開発の促進が期待できる。	・旅館業法関連の法令 ・食品衛生法関連の法令 ・農家と一緒に食事をする場合、民宿の調理場等の制限を緩和 ・特区内で流通する加工食品について食品衛生法等の規制を緩和 ・建築基準法関連の法令 ・医師の指導の下で行う農家での農作業や動植物への触れあいを作業療法として医療保険の対象とする。	
山形県	新鮮でおいしく、安全な県産農産物の県内供給を促進するため、生産者直売所や農家レストラン、農産加工施設、観光果樹園の駐車場などの設立や運営に関する規制を緩和できないか。 また、県産農産物を積極的かつ継続的に活用する事業者に対して、経営面・税制面で効果的な支援ができないか。	山形県全域、もしくはは総合支庁単位（村山、最上、置賜、庄内）	・地域資源を活かした新規創業を促進することにより、農業者の所得向上、雇用の確保等が図られる。 ・県産農産物の安価かつ安定的な供給が実現されることにより、より付加価値の高い農産物加工品の開発や、新商品の販売等が可能となる。 ・県産の農産物や食文化などの地域資源の効果的な活用により、農産物を核とした生産、流通、加工、販売、消費の横断的な連携が促進され、地域の活性化が図られる。	・農地制度 ・農地を直売施設や駐車場に転用する際の条件緩和 ・法人税制 ・生産者直売所や県産農産物を利用する加工業者への優遇税制（減価償却の特例、特別控除等）	
山形県	・中山間地域にある農地又は市街地介在農地等の耕作放棄地を「市民農園特区」に指定し、有効活用を図る。 ・特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律による現行の市民農園に関する規定の適用を拡大し、市民農園の活用を積極的に推進する。 ・現行法の下での市民農園の実態は、農園利用方式として土地の賃借権の設定を伴わないものがその大部分を占めていると思われるが、一定の条件のもと、相対で、市民農園として活用するための賃借権の設定や所有権の移転及び耕作継続に必要な施設（作業小屋、農機具置場、小規模住居等）へ	市町村単位又は集落単位	・遊休地の有効活用による効果 ・都市居住者等の遠隔者に対して土地所有又は賃借を認めることによって、都市と農村の交流が促進され、遠隔者が農村に滞在することによって、地元での消費が増加する等の経済効果が見込める。	・農地法 ・特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律 ・民法 ・地方自治法	・農地法における耕作者主義との関係 ・基本的には、「市民農園特区」は農地法第3条の適用を除外するものであり、特区に指定した農地と通常の農地の区分をはっきりさせる必要がある。

	<p>の転用を認めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民農園特区」において、耕作放棄地を市民農園として賃借したり、売買したりすることを認める。 ・投機目的の農地取得や目的外の転用をさせないことを担保するため、賃借又は売買については、市町村が介入することとし、契約目的に反した利用をした場合には、賃貸借契約を解除したり、売買の場合には買い戻し特約を実行する権限を付与するもの。 ・現行の特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律の制約を排除し、相対による賃借や都市住居者等の遠隔者に対する貸し付け等を広く認める。 				
山形県高島町	<p>・グリーン・ツーリズム特区 都市と農村との交流の推進により、中学生・高校生・大学生の修学旅行やフィールドワーク等で農業・農村体験を主体とした取り組みが多くなっている。特に農家に民泊して直接農業者との話し合いや食事にホテルや旅館に宿泊した以上の感激をしている。農家を改造しないでも、また、小規模の改造程度で宿泊のできる体制を整えていただきたい。</p>	市町村単位	<p>農家の改造費を最小限に抑えて、民宿的な経営ができ、農業所得の増加が期待できる。 都市住民の交流が盛になると、地元店の経済効果も期待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法 ・食品衛生法 ・建築基準法 ・消防法 	<p>宿泊人数の基準を何人にするか。</p>
福島県	<p>「農村滞在型都市農村交流（グリーン・ツーリズム）の推進」 都市住民が農村地域に滞在し、余暇活動を楽しむにあたっては、農村側の受入体制として①農家民宿の確保、②農業体験農園の確保、③農産物直売加工施設等が整備されていることが望ましいが、これら整備には、関係法令等の規制緩和により、グリーンツーリズムの推進が図られる。</p>	<p>農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の第5条の2の1の市町村計画で定める整備地区</p>	<p>グリーン・ツーリズムの推進により、農業所得の増加、就業機会の確保等地域の活性化が期待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①農家民宿の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得（都市計画法、農地法、農振法、自然公園法） ・施設の整備（建築基準法、消防法、旅館業法） ・営業の許可（食品衛生法、水質汚濁防止法） ②農業体験農園の確保 <ul style="list-style-type: none"> 特定農地貸付法、市民農園整備促進法 ③農産物直売加工施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得（都市計画法、農地法、農振法、自然公園法） ・施設の整備（建築基準法、消防法） ・営業の許可（食品衛生法、水質汚濁防止法） 	
福島県	<p>東北地方は農業用使用済みプラスチックのリサイクル率は全国一低く、福島県においても同様に関連の業者が少ないこともありリサイクル率は低く、焼却や埋立処理が中心として位置づけられ、回収－運搬－処理までの報告が義務づけられている。また、それぞれの運搬・処理・一時保管等について認可が必要であり、リサイクルを推進する上では現在行われている分別の徹底や時期を限定した方法では回収率の大幅な向上は難しいと考えられ、地域一帯での</p>	<p>農業用使用済みプラスチック適正処理協議会を設置している地域</p>	<p>農業用資材のリサイクル率の向上（資源の有効活用、リサイクル関連業者・民間活力の導入）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	

	簡易な回収方法等（関連する規制を一時撤廃し、回収用コンテナ又は一時回収施設の設置－現存する施設利用等）について検討も必要かと考えられる。				
福島県	「内水面におけるさけ遊漁特区」 内水面では、周年さけの採捕が禁止されているが、これを解除することにより、さけの遊漁を行う。	県	親水型レクリエーションの推進により、地域振興が期待できる。 また、遊漁事業を漁協が行うことにより、漁協経営の安定と地域経済に寄与できる。	水産資源保護法	
福島県会津若松市	「2. 農業の構造改革を加速化」 ・農業者以外への農用地の一時利用 未作付地等の利用促進のため、耕作する意志のない農用地について、住民への期間限定による利用（借用）を認める。	市町村単位	農業者以外の住民へ、農業生産主体として、労働し得る場を提供し得ることが可能であり、生産物販売による収入が見込まれることから、経済効果は高いものと考えられる。また、農業従事者が減少する中で、担い手の確保と耕作放棄地、未作付地の防止による農地保全が図られる。	農地法	
茨城県	<現行> ・現行制度では、新規参入者が農地を取得または賃借する場合、農地法第3条により農業委員会の許可を得る必要があり、その条件として原則50アールの農地を確保する必要がある。しかし、新規参入者はその面積の農地を確保することは、困難である。 ・農地法の特例である特定農地貸付法では、営利を目的としない農作物の栽培を行う場合、市町村が10アール未満の農地を貸し付けることが可能である。 <要望> ・構造改革特区内において、特定農地貸付法に定める農地の貸付上限面積（10アール）を緩和する。 ・農業への新規参入者に対しては、希望により10アール以上の農地を市町村が貸し付ける。 ・農業への新規参入者による農作物の販売を認める。	市町村	・農業への新規参入の促進 ・労働の場の提供	特定農地貸付制度（特定農地貸付法）	農地法第3条の許可に係る農地取得要件（下限面積50アール）との整合性を図る必要がある。
山梨県	農地を保全管理するための「構造改革特区」を設定し、その区域においては、市町村が農地所有者から利用権を取得したうえで、農地性を確保する利用形態に限り、都市住民やNPO法人等が管理運営できるようにするため、農地法上は次のとおり取り扱う。 ① 農地に関する利用権の設定を市町村が受ける場合に限り、農地法第3条の許可を不要とする。 ② 上記①の農地について、市町村が予め認定した利用計画に基づいて、都市住民やNPO法人等が借り受ける場合は、農地法第3条の許可を不要とする。	市町村単位または旧市町村単位	・農地の流動化、一元的管理、多様な利用の促進、遊休農地の解消 ・都市農村交流の促進、ゆとり、豊かさが実感できる余暇の提供	・農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化制度においては、合理化法人が中間保有する農地の権利設定・移動の対象者を認定農業者等の経営規模拡大志向の担い手に限定している。 ・市民農園整備促進法や特定農地貸付法においては、都市住民やNPO法人等が農作業を行える制度があるが、利用面積（10a）、利用期間（5年間）が限定され	

				ていることや、貸付に当た っての公募制等がある。	
千葉県佐原市	生産調整制度の除外地としての指定	水田面積 4,170ha	当市のほとんどの水田は湿田で、水 稲以外物を作付けすることが不可能で あり、作物作付の失敗を繰り返し、市 も農家にも経済的な負担が大きい。 「適地適産」という考えに立ち、産 地にあった作物（水稲）を作付けする ことで、農家の生産意欲が向上し、国 の提案である大規模認定農業者が水田 を有効に使えるようになる。大規模低 コスト栽培により農家の収入が上げら れ、市の税収につながる可能性もある。	主要食糧の需給及び価格の 安定に関する法律	水田を中心とした土地利用 型農業活性化対策はポジテ ィブという点では評価されるが、 本市水田面積全体に適應する には、生産者の意識改革が必 要であり、半世紀を要する事 態である。
千葉県四街道 市	当市においては農業の担い手の高齢化や後継者不 足が深刻化している。その一方で高度な知識等を持 つ高齢者が余っている。そのミスマッチを解消する には新規就農者の規制や農地取得に関する規制等に 関する緩和を実施し、農地の有効利用等を図ってい ける特区	四街道市全体	・耕作放棄されている田畑が有効利用 される。 ・定年退職者等に所得と「生きがい」 が発生する。	農地法	耕作放棄された田畑を再利用 するにあたり、農業目的以外 に利用されないようにする。
長野県	農業・商業・観光連携地域活性化特区の設定 農山村の有する観光資源（豊かな自然環境、景観、 豊かな食材等）の見直しや活用により、観光産業の 再構築や農産物の地産地消を推進する。 ・体験型観光のニーズに応えた「グリーンツーリズム」 、「フォレストツーリズム」の推進策の検討 ・ホテル・旅館業等において地域の農産物を食材や 土産品として活用することをはじめ、各地域にお いて旬を楽しむ流通の仕組みづくりを検討 ・地域の伝統食材、料理を地域で楽しむとともに観 光資源としての活用を検討 ・従来の中心商店街の空洞化に対処していくため、 農家と商店街等が連携し、商店街の活性化に結び つく農産物の直接販売や新たに観光資源となる可 能性も含めて農産物直販市（朝市等）の開催を認 め、検討。	千曲川等河川流 域市町村 他	・元気のある農業者の育成 ・地産地消による農産物に関する新た な流通商圏の構築やデリバリー等に 係る新規雇用の創出 ・農産物の販売展開や農家レストラン 経営に係るサービス部門のアウトソ ーシング化による農村地域の体質の 強化 ・異業種交流及び参入の促進による地 域経済の活性化 ・新たな環境ビジネスの創出	・輸入農産物への依存増加に 対するセーフティネットと しての「地産地消」を進め る上で、税制上の優遇措置 ・ベンチャー経営や農産物の 付加価値化を支援するため の地域指定や酒税法の緩和 ・資源循環型産業に向け環境 との調和を推進するため、 廃掃法に基づく一般廃棄物 と産業廃棄物の区分を廃止 ・千曲川等の河川堤防内での 農業生産が多いことから、 特区内に置ける河川法の規 制を緩和及び防災規定の強 化 ・公道の開放による朝市の開 催のための道路交通法の緩和	
長野県	「観光との連携特区」の設定 輸入農産物が低価格で輸入されている現状に おいては、生産された農産物をいかに付加価値 を付けて高く売ることが課題である。 今後、加工施設・食堂・レストラン等との連 携が重要となる。 このため、これらの事業を行う法人に対して 原料生産地として、1 ha までの農地の取得を認	集落単位	・原料生産地での地元農家の雇用が図 られる。 ・遊休荒廃地の活用が図られる。 ・周辺地域農家への原料委託栽培の増 加 ・多くの人を訪れることによる購買量 の増加 ・原料の生産から最終製品まで一貫し	・現在の農地法では、法人の 農地取得に制限がある。	

	める。	カ体制が整っていることを条件とする。	て行うことによるアピール効果の増加		
長野県	<p>「新規就農者特区」の設定 現在は農地法により農地を取得する場合は50a以上経営していることとなっている。(地域により20a以上もあり) 新規就農の場合一度に50aの農地の借り入れ又は購入は難しいと思われる。 また、施設栽培の場合は50aは必要ないと思われる。 このため、新規就農者の場合は露地20a、施設10aに緩和する(100～200万円程度の所得が可能)</p>	<p>市町村又は旧市町村単位</p> <p>入られて、すぐに止められたのでは効果が出ないため、次の条件の地域とする。</p> <p>ア 新規就農者を指導する農家がいること。</p> <p>イ 地域として新規就農者を暖かく受け入れる合意がなされていること</p> <p>ウ JA等の指導体制が確立されていること</p> <p>エ 第三者も含めた新規就農者の審査体制が確立されていること</p>	<p>・特区の設定により、新規就農者が増加し農業生産が増加する。</p> <p>・遊休荒廃地の活用が図られる。</p> <p>・人が増えることにより、生活用品の購入等による地域の活性化</p>	新規就農者関連補助制度との整合性	<p>・市町村による農家住宅建設に対する補助</p> <p>・新規就農者の空農家住宅改修に対する補助</p>
長野県	<p>「農園付住宅特区」の設定 高齢化等により遊休及び荒廃農地が増加しつつある。 今後、団塊の世代の定年等により、農園付きの住宅の要望が強まると思われる。 クラインガルテンが各地に設定されているが、農園の面積が小さく満足できない人たちもいる。 定年婦農者及び都市からの移住者で趣味及び生きがい対策、ひいては地元直売所への販売も視野に入れる。</p>	<p>集落単位</p> <p>・市町村の開発公社等が事業主体となって10a農園付き住宅団地を造成する。</p> <p>・遊休荒廃地の交換分合等により集団化し、そこに農園付き住宅団地を造成する。</p>	<p>・遊休荒廃地の活用が図られる。</p> <p>・特区の設定により、外部参加者が増加し農業生産の増加も見込まれる。</p> <p>・人が増えることにより、生活用品の購入等による地域の活性化</p>	・農地法の農地取得制限	・地元住民の合意が図られていることが、「農園付住宅特区」設定の条件とする。
新潟県	「中山間地域再生特区」の創設	市町村単位	多面的機能の維持・発揮	(1)民法206条	優良農地の確保・保全に留意

～高齢化の進む中山間地域における新たな農地保全制度の創設と農産物の高付加価値化を促進する税制特例措置～

<制度のイメージ>

・土地利用市町村条例と契約を基本とした農地管理制度

①市町村と地域住民による実態把握及び保全すべき農地の特定

②土地利用基本条例の制定

③農地保全利活用計画の策定

④市町村・集落・農業者間による契約を基本とした農地管理の実施

*上記条件の整備された地域について、農地等に関する以下の規制を緩和

・地域条件を生かした農林水産物の高付加価値化を促進する税制特例措置

(1)農地利用規制の緩和

不在地主の増加に伴う農地保全・利用調整上の問題解決を図るため、市町村が土地所有者の権利の一部を肩代わりし、一定のルールの下で不在地主の同意無しに保全すべき農地の賃借や基盤整備等を可能とするよう土地改良法などの諸制度の規制を緩和し、耕作者を優先する新たな農地利用を実施。

(2)農地保有規制の緩和

ア 市町村による棚田等の農地保有を一定条件のもとで認めることにより、農地保全活動やビオトープの教育への活用を促進し荒廃地等の発生を防止し、地域全体で多面的機能を保全。

また、NPOの農地保有を一定条件のもとで認め、棚田トラスト活動を促進し、地域全体での多面的機能の保全活動を補完。

イ 農地保有規制を緩和して一定条件の下で、新規参入者や定年帰農者等による、下限面積以下での農地所有を認めることにより、新規参入の促進、生涯産業としての農業の役割発揮や、農の応援団による農地の保全等への参画を促進。

ウ 高齢化等による離農と新規の参入における円滑な経営資源の引き継ぎが行われるよう市町村等を主体とした長期のリース制度を創設

(3)農地の農外利用規制の緩和

農振除外・農地転用の簡素化を図り、交流関連施設や新規参入者、マルチハビテーション希望者の住居建設等農地の農外利用規制を緩和

(4)特定農業法人要件の緩和

1 地区複数法人の認定、直接支払制度の集落協定を実践するなど一定の要件を満たす農業生産法人への特定農業法人制度の適用の拡大

(5)農地等の売買等に係る税制上の特例措置の創設

生産条件の不利益等から耕作放棄地の増加により、多面的機能の低下が懸念される中山間地域において、各種規制緩和を行うことにより農地保全利活用計画に基づき市町村等多様な担い手による農地の適切な管理が行われることにより、洪水防止機能等中山間地域のもつ多面的機能の維持・発揮が図られる。

○中山間地域の農業・農村のもつ多面的機能の評価額（新潟県）

<項目> <評価額(億円)>

洪水防止	482
水資源かん養	157
土壌浸食防止	62
土壌崩壊防止	50
合計	750

○関連する効果

新規参入者の増加
交流人口の増加

(2)農地法 3,4,5 条

(3)農地法 13,17 条

(4)土地改良法 87 条の 2

(5)農業経営基盤強化促進法 23 条

(6)所得税法等

が必要

	<p>上記(2)及び(3)の取組を円滑に行うため、農地等の権利移動に伴い発生する所得税、不動産取得税、登録免許税、印紙税等について税制上の特例措置を創設</p> <p>(6)地域条件を活かした農林水産物の高付加価値化を促進する税制特例措置</p> <p>中山間地域の地域条件を活かした農産物等の加工による高付加価値化を促進するため、加工に伴う経営体の所得税、法人税等の減免など税制上の特例措置を創設</p>				
新潟県新潟市	<p>「地産地消加速特区」の創設</p> <p>地域農産物のPRと地域内消費を促す地産地消の取組を盛んにする農産物直売施設の自由な設置。</p> <p>都市近郊地域において、農業振興地域は都市計画法の市街化調整区域と重複しているため、農業者などが設置する農産物直売施設は沿道サービス施設等を除いて設置が困難な状況となっている。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律において、農業用施設用地として認められる農産物直売施設は、都市計画法の開発許可制度の規制を受けることなく、農業者などの発意によって設置が可能となれば地産地消の取組を促すことが考えられる。</p>	市町村または旧市町村の単位	数十カ所の農産物直売施設の設置が見込まれる。	(1)都市計画法 (2)建築基準法 (3)農業振興地域の整備に関する法律 (4)農地法	<p><県補足説明></p> <p>・農振法においては、農産物直売所での自家野菜割合が50%以上であれば農業用施設用地として用途変更は可能である。</p>
新潟県小千谷市	<p>「都市農村交流促進特区」</p> <p>都市と農村で交流できるライフスタイルの実現のための基盤整備(対応するソフト事業)が急務な課題である本市にとって「農業振興地域の整備に関する法律」、「過去における国庫補助事業採択」により土地利用の範囲及び用途に制約を受ける結果となっている。地方自治体が自らの責任において「(食と農を中心とした)まちづくり」を進める上で構造改革特区は必要である。</p>	地域開発計画に基づくエリア内を特区とする(概ね集落程度)。	<p>○交流人口の増に伴う経済波及効果</p> <p>○地場農産物の流通・消費の拡大</p>	農振法	<p>○地域(小千谷市)における総合的な計画における「構造改革特区」の整合性の確保</p> <p>○他地域との平等性確保の面から理論の確保</p> <p><県補足説明></p> <p>・「過去における国庫補助事業採択」による土地利用の範囲及び用途の制約とは、ほ場整備完了後8年以内の転用が禁止されていることを指す。</p>
新潟県北蒲原郡黒川村	<p>「農企業創生特区」の創設</p> <p>県営農地開発事業後、農業生産法人(株)が営農・農産物販売・農業と観光を連携させたグリーン・ツーリズム活動の事業を予定しているが、農業生産法人要件の緩和、土地所有規制の弾力化により広く出資を募ることにより経営・販売の強化が図られる。</p>	市町村単位	農業生産法人の事業発展により、生産・販売・加工販売・サービスの分野において多くの地元中心の雇用が図られる。また、一貫した管理のもと、食品の安全性・地域性を全国発信することにより、他産業においても活力を与えることができる。	農地法	<p>農業生産法人の4つの要件の緩和について</p> <p>(1)法人形態要件(株式の譲渡制限のあるもの)</p> <p>(2)事業要件(農業関連事業の売上高で過半)</p> <p>(3)構成員要件(農業関係者以外の導入)</p> <p>(4)役員要件(法人の農業の常時従事者である構成員～役員全体の過半、法人の農作業に従事する役員～過半の過半)</p>

					<p><県補足説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産法人の要件緩和は、農業生産法人（3セク株式会社）が都市住民等から出資を募る限度を地方公共団体所有の株式を除き 1/2 未満とすることを具体的内容とする。 ・土地所有規制の弾力化とは、農地開発事業で造成される農地を分割して都市住民等が所有するオーナー農園とすることを具体的内容とする。
新潟県東頸城郡安塚町	<p>「市町村農地管理特区」の創設 土地所有（農地）の規制の緩和 農地法3条 現行の農地法制度では、市町村で農地を所有することができない。過疎化、高齢化の進む当町にとって、中山間地の農地の荒廃が多くなってきており、市町村所有（農地）のできるよう規制緩和を要望する。</p>	市町村単位	<p>(1)土地所有（農地）を市町村が所有することによって、荒廃地等の防止をするため、棚田の保全、必要によっては農地の基盤整備、畑地等の造成をして所得向上と国土保全に努めることができる。 (2)農地保全により、地すべり防止に寄与する。</p>	農地法	<p><県補足説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が農地を所有することが可能となった場合、市町村による農地の直接管理とともに、必要により農地の基盤整備を行い、中山間地の農地を保全することができる。また、地域の意欲ある経営体に市町村所有の団地化したほ場を提供することにより、経営体の所得向上・経営安定が図られる。
富山県	<p>経営の複合化、法人化等経営体質の強化を図る集落営農組織と個別の認定農業者等が共に地域農業を支える水田農業構造改革の全国に向けたモデルとなるよう、これらに必要な規制緩和等を行う構造改革特区（集落営農高度集積特区）を設置するよう提案致します。 ①認定農業者制度を任意の集落営農組織に適用・・・農業経営基盤強化促進法第12条第1項 <現行制度> 個別経営及び法人経営が対象 <特区提案> 任意の集落営農組織を対象に加える ②農業生産法人の要件の緩和・・・農地法第2条第7項 ○事業要件の緩和 <現行制度> 「法人の主たる事業が農業であること」 <特区提案> 民宿業等を含んだ多角経営が考えられるため、「法人の事業に農業が含まれていること」に緩和 ○構成員要件の緩和 <現行制度> 構成員については、農業関係者、農協、地方自治体のほか、法人の行う事業に係る物資や役務について</p>	<p>収益及び費用のプール計算を行うなど意欲的な集落営農組織の育成が進んでいる市町村又は複数の市町村による広域圏の区域を単位とすることが望ましい。</p>	<p>(1)効率的かつ生産性の高い農業構造を実現 他産業並みの農業所得の確保を目指す者を中心とする地域農業の実現が、短期間には難しい地域において、集落営農組織の活用などにより農業構造の改革への具体的な取り組みが着実に促進されるとともに、集落機能を基盤とした経営展開により、経営の継続性の確保、水田農業の持続的な発展が図られます。 (2)農企業による多角的な経営戦略の展開を実現 農業生産法人の要件緩和等により、集落営農組織等の法人化が加速的に推進され、また、他産業の資本、人材、経営ノウハウの一層の導入が可能となることにより、高度なノウハウのもと多角的な経営を展開し、地産地消など地域農業の核となる農企業が育成されます。 また、これらの農企業は、多様な就業希望者の受け皿となり、農業人材の確保、新たな雇用機会を創設すると</p>	<p>米など農産物の効果的な需給調整体制の確立、意欲的な取り組みを促進しうる流通システム、構造改革に伴うセーフティネットの創設など、経営体の意欲的な取り組みを支える環境条件の整備が必要</p>	<p>(1)農業生産法人の要件緩和に当たっては次の事項に配慮。 ・「投機的な農地取得」、「地域の水管理・土地利用の混乱」、「農業関係者以外の者による経営支配」の懸念について配慮 ・要件適合性の確保のための措置（農地法第15条の2～4）の厳格化 (2)「食」と「農」の再生プランの着実な推進 集落営農組織のうち協業経営を行うなど一定の要件を満たすものは、認定農業者制度の対象に位置づけるとともに、セーフティネット（農業経営所得安定対策の創設）の対象にするなど、地域農業の持続的な発展を支える重要な施策は、特区に係わらず早期にその実現を図っていただきたい。</p>

継続的取引のある者（個人、法人）であることとされ、また、この農業関係者以外の構成員の議決権は制限

<特区提案>

多方面の分野からの経営ノウハウの導入を図っていくため、継続的取引のない個人又は法人を加える要件緩和

○役員要件の緩和

<現行制度>

「農業（関連事業を含む）の常時従事者たる構成員（常時従事構成員）が役員のお半を占めること」

<特区提案>

「常時従事者」を「従事者」に緩和

○留意事項

要件緩和に当たっては、「投機的な農地取得」、「地域の水管理・土地利用の混乱」、「農業関係者以外の者による経営支配」の懸念については、引続き配慮必要。

③農業用機械施設補助の補助対象規制の緩和・・・
「農業用機械施設補助の整理合理化について」（農林水産事務次官依命通知）

<現行制度>

農業用機械のうち、トラクターその他汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。

<特区提案>

集落営農法人及び認定農業者組織については、整理合理化通知の適用対象外とし、農業生産に関する主要機械施設全てを対象とする。

④地産地消に取り組む農業法人に対する法人税の特例措置・・・「法人税法第22条等」

<特区提案>

農業法人が、国の施策に沿って地産地消に取り組む生産規模を拡大した場合に、当該拡大面積等に係る販売収益を、当該年度の法人税の課税所得の計算から除外する特例措置を創設する。

⑤農地取得の税制上の特例措置・・・「地方税法附則第11条」

<現行制度>

「農用地利用集積計画に基づく農用地区域内の農地の取得」及び「農地保有合理化法人の農地売買等事業により農地を取得」した場合、不動産取得税の特例として課税標準額を軽減

<特区提案>

認定農業者の取得の場合については、不動産取得税を免除

⑥相続税及び贈与税の納税猶予制度の継続適用・・・
「租税特別措置法第70条の4及び第70条の6」

<現行制度>

贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けてい

もに、農業所得の拡大や食料自給率の向上に寄与します。

(3)経営体の円滑な資本装備及び農地集積を実現

市場原理の導入や国際化の一層の進展など今後とも厳しさをます経営環境のもと、集落営農組織や認定農業者等の地域農業を支える経営体の資本装備、農地集積が促進され、経営の安定的な発展と地域農業の持続的な展開を支える基盤整備が進みます。

	<p>る農地について、貸借権を設定した場合には、納税猶予の全部又は一部が打ち切られる。</p> <p><特区提案> 認定農業者に貸借権を設定した場合には、納税猶予制度を継続</p>				
岐阜県関ヶ原町	<p>「グリーンツーリズム特区」 町内農地に網掛けされている史跡指定による規制解除 農地転用はおろか、農道拡幅、舗装も許可されないで、営農条件の改善が図れず耕作放棄地が増大している。 規制解除により、市民農園等の整備を行い、農村と都市との交流ゾーンとして展開が可能であり、耕作放棄地解消にも貢献できる。</p>	関ヶ原中部地区、22ha	従来の観光客に加え、近隣都市部からの来訪が期待できる。	文化財保護法	市民農園そのものの整備は現在でも可能と考えられるが、整備に付帯する施設、アクセス道路は不可能であり、史跡指定の解除は必須である。
岐阜県土地改良事業団体連合会	<p>近い将来ますます農業者の農業離れが進むと考えられ、農業後継者不足・やる気の無い農業後継者の時代を迎え、遊休農地・耕作放棄地、農作業の全面委託希望者等の土地を官・農協等で集積し（集落単位より水系別がよい）を「特区」に設定する。 「特区」には目的別に区分し、水田・畑作・樹園地等の作付け営農地域・自然環境保全地域または自然共生地域等に区分けし、作業集団組織（営農集団）・個人作付け希望者を募る。 農地所有者に支払われる保証金等を入植者・作付け希望者に少しでも配布できるような体制・制度を「特区」に設定する。</p>	水系単位の規模	今後経済面ですぐれた農作目の研究・導入をすすめ、特に後継者（組織）の育成に官民共同で積極的に対応し「特区」には優先的に対応する。	農地に関する各種規制の緩和。義務転作の自由化。	特区に指定された地域は税金面での考慮、借地等に関する制限の緩和。
岐阜県土地改良事業団体連合会	<p>農村空間丸ごと再生特区 1) 過去の投資に見合っただけの効果がなかなか上がらない、過疎化・高齢化・管理の粗放化等に直面する取り残された中山間地域の数集落を対象区域とし、現にある耕作放棄地、放置された棚田などを利用した、生産性を考慮しない有機農業展開地区・人の手入れによる維持管理農村景観保全地区とし、地域の全体をとらえた土地利用計画（放置されているから計画を立てやすい）のもとで他産業の誘致などを取り入れ、農村空間を全体として育成し、過去部分的に行われるきらいがある自然との共生、景観保全などの取り組みを、一定区域について特区全体とした農村空間を造る試み。 2) 新たな農村空間の産業展開としてIT化したオフィスの誘致（通信設備の発達によりオフィスは交通の便のよい都市でなくともよくなった、サービス産業にその傾向が強い。人が多数集まらなくともできる情報発信産業等）。中山間地には使われない土地はいくらでもあり地価はただ同然。 3) これからの理想的な地域社会づくりとして、自己完結型の村づくり（廃棄物ゼロ・ゼロエミッション</p>	過疎化・高齢化・管理の粗放化等に直面する中山間地域の数集落のまとまりを単位	（雇用の拡大）雇用拡大（退職者の雇用、求人にあふれたホームレスの就労と職業訓練、不況により雇用に取り残された外国人労働者の就労機会の付与と国際協力としての農林業技術支援）（資源最適配分）土地を安価な有限資源として活用する財政効果。過大な整備を伴わないことによる公共投資の減。他地区の有機農産物生産地域間競争による地域経済活性化。	<ul style="list-style-type: none"> 農地取得規制の緩和（農家に関係なく一定地域特区での農地取得を認める、地方公共団体の農地取得と使用貸借） 職業訓練所の官の役割の見直し縮小、委譲 土地利用規制の緩和（農振区域等） 税制（特区一定地域の事業税の市町村移管…IT化した事務所） ボランティア財団法人設立基金制度の緩和（概1億を要するものの緩和） 農村計画法？の制定（農村全体として一体的な機能を確保するもの、農村には商もサービス産業もあってよい。一体的な振興がある。農振法は農業に限定される。 	

	<p>ン)を目指す。有機性資源の循環利用農業(有機物を育てているのは農村)を育成する。施設など造られた物あるものは利用する。それらが自然との共生、保存する農村景観にもなる。</p> <p>4)維持財源としてできる限り補助に依存しない制度でのバックアップ。特区による環境保全独立税(事業税?)、来訪者に見学税的な入村税(1日いくら)、ITオフィス開設税を独自財源として、あわせて誘致した年度の事業税の市町村移管をも手当する。</p> <p>5)農地については村の農地買上取得により賃貸若しくは無償使用貸借方式で有志を募りやすくと同時に、新たに生産や維持管理に携わる人・農林地保全隊(公務員扱い)には特区有農地として対処する。</p> <p>6)新たに農林業に携わる人は有志を除き公務員制度とし有機農産物の生産、農林地の維持管理保全を行い、農地保全隊、森林保全隊の役を担わせる。対象者は退職者、ホームレスを含めた求人、外国人を優先し、農林地保全者の身分保障(年俸定額、期限限定公務員制度)をし、高齢者の経験の活用と雇用のを図る。</p> <p>同時にホームレス・外国人には農業実習による農業訓練制度を取り入れ、彼らの生産物による販売所得を与え、将来の途も開く。</p> <p>携わる人の所得の確保を考え、地域給食食材センター?(小学校には教育として地域とのつながり、安全な食の生産システム理解させる教育的効果)をつくり、近辺地域の学区との繋がりを持つ。同時に集落に残された住民(高齢者・夫人)は地域の伝統食を小学生とともに作り給食として提供し高齢者の生き甲斐とする。</p> <p>有機生産物にはIT化したオフィスと連携して直販システムをもくろむ。</p> <p>7)構想に賛成する民間(環境に関係する社会的責任を打ち出す会社)や個人により、賛助基金設立若しくは出資。出資者には維持ボランティアとして、賛助者配当として有機米等の配当を考慮。会社には環境推進認定など。</p> <p>8)携わる人が中山間地に住むことへの経済的便宜又は通勤する近郊地域での住宅取得の融合措置又は緩和。</p>			<p>集落を農振白地としてほり 宅地整備ができないことにも 対処</p>	
<p>岐阜県土地改良事業団体連合会</p>	<p>「田んぼ、水路の自然環境回帰特区」 一部の田んぼや水路をかつての自然と共生する姿にするため、特区内で耕作放棄地や休耕田では水を浅くはるなど飛来する鳥を迎えやすくするなど高齢者の知恵を借りて実践。自然回帰を判定するため事前に特目昆虫、水路の生きものを数種類指定し、一定期間後、一定数の種類の生存確認により直接補償を行う。直接補償財源としては休耕補償金の一部をあてる。</p>	<p>数集落単位</p>	<p>あるものを利用、休止している生産活動の代用をおこなうもので、整備の投資を行うことなく環境を生み出す低額の振り替えですむ。</p>	<p>市町村への一律休耕割当ての一部廃止 地区特性に応じた生産調整</p>	

岐阜県土地改良事業団体連合会	「安全・安心農業特区」 「転作」の全廃（下記①、②を行う事で「転作」は自然に必要ななくなる。） ①化学肥料の使用禁止（循環型農業） ②農薬（除草剤・病害虫防除剤）の全廃 ③堆肥製造、除草、天敵活用等の研究 ④畦畔等のカバープランツ	旧市町村又は集落単位	①、②を実行すれば収量は確実に3～4割減となり、全国に普及すれば「転作」は不必要。更に、雇用の増、安全・安心な食糧の確保が可能となり、③は、研究・開発企業の育成となり得る。また、④で自然（草花）がいっぱい創造した村づくりが展開でき、余剰があれば「グリーンツーリズム」まで発展できよう。	米の生産調整（？） 肥料取締法	
岐阜県土地改良事業団体連合会	食と農の自由な新コミュニティー創造特区 全国にグループ単位（同好の仲間）で、農業を基軸に一定の地域（長期間の無償貸付）の土地利用を全面的に委ねる。公募し、企画書等から地域との整合性、当該グループの総合的力量等を審査のうえ、選定する。	耕作放棄地が散在し、今後も拡大が予測される地域を中心に、協力が得られる特定エリア内を選定し、1ha程度のまとまりを想定している。	①耕作放棄を解消し、有効な土地利用による国土保全効果に寄与。 ②流入、対流人口を増加させ、山間地域の活性化に寄与。	グリーンツーリズム推進事業、都市農村交流促進事業、中山間地域総合整備事業	農地法、農振法等土地利用関連法の特区内の弾力的運用
岐阜県土地改良事業団体連合会	優良農用地区域を対象に、採択要件の基準を設けず、農家や住民、担い手や大規模小売店の要望をとり入れた土地改良事業計画を策定し、営農計画については、担い手や大規模小売店舗で策定し、事業費は国・県の全額補助による事業を実施する。また、換地処分登記を行わず、例えば30年間一時利用地指定のまま使用収益を行う。事業実施後の米の生産調整については、30年間一定割合とし、残りは畑として農地の有効利用を図る。	旧市町村単位	土地改良事業計画策定時より大規模小売店舗の参加により、企業的発想の営農計画が樹立され、農産物の出荷から小売まで一貫した流通システムが確立される。このため、農産物がいつ・どこで・だれが、どのように生産されたか消費者側に把握してもらえる。担い手も、大規模小売店舗と提携することにより、安定した収入が可能となり将来は巨大営農組織が確立される。 財産権としての農地の権利関係は従前地のままですが、所有権としての権利行使には何ら影響を与えるものではなく、ただ農地を農地以外の目的に使用することはできず農地転用はできません。		
岐阜県土地改良事業団体連合会	・各種指定地域における補助金申請の簡素化、使用の自由化 ・経営規模に関係なく、やる気のある農業（兼業）への補助	旧市町村単位	補助金使用の自由化による地元企業の使用		
岐阜県農業会議	新規就農者が農地を取得する場合、農地法の農地取得下限面積の特例を設ける		担い手の確保と農地荒廃化の防止		
愛知県農業協同組合中央会	地域内農地を全て流動化し、地域内協議の上、栽培農産物別、担い手農家別に再配分し、農産物の栽培効率、品質向上を飛躍的に向上させしめる。	集落単位	地域内特産物の効果的生産、農産物需給調整政策に対する柔軟な対応等、食料政策に沿った地域農産物生産・集落	農地法、農業経営基盤強化促進法（農地保有合理化事業）、税法（相続・贈与税）	・農地における所有権と耕作権を分離すること ・農地等の相続税納税猶予制